

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	20	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の内容 公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を1/2に軽減するもの）を2年間延長する。</p> <p>[対象設備] (1) テトラクロロエチレン溶剤として使用するドライクリーニング機 (2) フッ素系溶剤(※)を使用するドライクリーニング機 ※フッ素及びその化合物を含む溶剤</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第2項、同条第3項 地方税法施行令附則第11条第4項 地方税法施行規則附則第6条第10項(地方税法施行規則第16条の6第5項)、同条第11項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲23.3 (—) [平年度] ▲23.3 (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 クリーニング業においてはドライクリーニング溶剤としてテトラクロロエチレン溶剤やフッ素系溶剤が使用されているが、これら溶剤は健康被害や環境汚染など外部不経済を引き起こすため、本政策税制により、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>他方、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上、近年の原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、円高による国内民需の減速、新素材の開発・普及、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化など、国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、結果として同業者においては必要最低限の設備更新・改修しか行えない状況にある。</p> <p>引き続き、地域を支えるクリーニング業を維持しつつ健康被害及び環境汚染を防止する観点から、公害への対策等に資する設備投資(テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)を促進する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	20—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 施策大目標5 施策目標1	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 生活衛生の向上・推進を図ること 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	政策の達成目標		健康被害及び環境汚染の防止のため、テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤に係る活性炭吸着回収装置の導入割合を引き上げる。
	政策目標の達成状況		中小零細のクリーニング業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。
有効性	要望の措置の適用見込み	【適用見込み】(全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ) ○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成25年度 329 1,613百万円 平成26年度 292 1,364百万円 ○フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成25年度 71 939百万円 平成26年度 98 1,135百万円 ○合計 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成25年度 400 2,552百万円 平成26年度 390 2,499百万円	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)		クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等に資する設備投資(テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	要望の措置の妥当性		クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。 一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(テトラクロロエチレン溶剤又は1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤を使用する活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング

		機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。 したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することに妥当性はある。
	ページ	20—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【適用見込み】(全国クリーニング生活衛生同業組合連合会調べ)</p> <p>○テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成24年度 366 1,592百万円</p> <p>○フッ素系溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成24年度 44 667百万円</p> <p>○合計 (課税対象設置台数) (課税対象額) 平成24年度 410 2,259百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>健康被害及び環境汚染の防止の観点からは、人体に有害なテトラクロロエチレンや1,1,1,3,3-ペントフルオロブタンの排出の抑制を図る必要があり、活性炭吸着回収装置に対する取得需要は底堅い。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>活性炭吸着式処理装置等導入の促進</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成9年度 創設 平成10,12,14年度 延長 平成16年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「6分の1に減額」から「3分の1に減額」に変更) 平成18年度 延長(地下水浄化施設の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更) 平成20年度 延長 平成22年度 延長(地下水浄化施設の特例措置は廃止) 平成24年度 延長(活性炭吸着式処理装置の特例措置が「3分の1に減額」から「2分の1に減額」に変更)</p>
<p>ページ</p>	<p>20—4</p>